

○医療事故等防止監察委員設置規程

(設置)

第1条 市立ひらかた病院における質の高い医療の提供を確保するため、医療事故の防止体制及び医療事故への対応について審査を行う医療事故等防止監察委員（以下「監察委員」という。）を設置する。

(担当事務)

第2条 監察委員の担当事務は、次のとおりとする。

- (1) 市立ひらかた病院における医療事故の防止体制及び医療事故への対応について審査を行うこと。
- (2) 前号の審査の結果に基づき、病院事業管理者（以下「管理者」という。）に報告し、及び意見を述べること。

2 管理者は、監察委員の職務の遂行に際し、必要があると認めるときは、監察委員による協議会を開催することができる。

(定数及び委嘱)

第3条 監察委員の定数は、9人以内とする。

2 監察委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 前号に掲げる者のほか、管理者が適当と認める者

(任期)

第4条 監察委員の任期は、2年以内とする。

2 監察委員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 監察委員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 担当事務を民主的かつ能率的に処理すること。
- (2) 枚方市及び市立ひらかた病院の不名誉となる行為をしないこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第6条 監察委員の報酬は、日額により、管理者が別に定める。

(庶務)

第7条 監察委員の庶務は、事務局総務課が担当する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、監察委員に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。